

○総務省令第三十一号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三十八条第一項及び第三十八条の九第一項において準用する同法第二十六条並びに地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条第二項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

総務大臣 松本 剛明

地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令

（地方公務員等共済組合法施行規則の一部改正）

第一条 地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(市町村連合会の経理単位)</p> <p>第六条 「略」</p> <p>〔2〕6 略〕</p> <p>7 市町村連合会は、福祉事業又は法附則第十四条の三第一項の事業（以下この項において「市町村連合会が行う共同事業」という。）を行う場合においては、第一項及び第十一条の四第二項において準用する施行規程第六条第一項に規定する経理単位のほか、当該福祉事業又は市町村連合会が行う共同事業に係る経理単位を設けることができる。</p> <p>（厚生年金保険給付調整積立金の積立て）</p> <p>第十一条の十 厚生年金保険給付調整経理においては、毎事業年度、損益計算上利益を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額を厚生年金保険給付調整積立金として積み立てるものとする。</p> <p>2 厚生年金保険給付調整経理においては、毎事業年度、損益計算上損失を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額の厚生年金保険給付調整積立金を取り崩すものとする。</p> <p>（退職等年金給付調整積立金の積立て）</p> <p>第十一条の十二 退職等年金給付調整経理においては、毎事業年度、損益計算上利益を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額の退職等年金給付調整積立金を取り崩すものとする。</p> <p>2 退職等年金給付調整経理においては、毎事業年度、損益計算上損失を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額の退職等年金給付調整積立金を取り崩すものとする。</p> <p>（財政調整拠出金の拠出）</p> <p>第十一条の十二の三 「略」</p> <p>2 前項の規定は、法第百十六条の三第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定による国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金の拠出について準用する。この場合において、前項中「令第三十条の六第一項」とあるのは「令第三十条の六第四項により読み替えられた同条第一項」と、「地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」とあるのは「地方の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額」と、「厚生年金保険法第三十六条第三項に規定する支払期月」とあるのは「国家公務員共済組合法第七十五条の二第四項に規定する支給期月」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1号表 第1号表の2</p> <p>退職等年金経理</p> <p>資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）</p> <p>利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）</p> <p>〔表 略〕</p>	<p>(市町村連合会の経理単位)</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>〔2〕6 同上〕</p> <p>7 市町村連合会は、福祉事業又は法附則第十四条の三第一項の事業（以下この項において「市町村連合会が行う共同事業」という。）を行う場合においては、第一項及び第十一条の四第二項において準用する地方公務員等共済組合法施行規程第六条第一項に規定する経理単位のほか、当該福祉事業又は市町村連合会が行う共同事業に係る経理単位を設けることができる。</p> <p>（厚生年金保険給付調整積立金の積立て）</p> <p>第十一条の十 厚生年金保険給付調整経理においては、毎事業年度末日において、当該事業年度の利益金を厚生年金保険給付調整積立金として積み立てなければならない。</p> <p>〔新設〕</p> <p>（退職等年金給付調整積立金の積立て）</p> <p>（退職等年金給付調整積立金の積立て）</p> <p>第十一条の十二の二 退職等年金給付調整経理においては、毎事業年度末日において、当該事業年度の利益金を退職等年金給付調整積立金として積み立てなければならない。</p> <p>〔新設〕</p> <p>（財政調整拠出金の拠出）</p> <p>第十一条の十二の三 「同上」</p> <p>2 前項の規定は、法第百十六条の三第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定による国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金の拠出について準用する。この場合において、前項中「令第三十条の六第一項」とあるのは「令第三十条の六第四項により読み替えられた同条第一項」と、「地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」とあるのは「地方の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額」と、「厚生年金保険法第三十六条第三項に規定する支払期月」とあるのは「法第七十八条第四項に規定する支給期月」と読み替えるものとする。</p> <p>別表第1号表 第1号表の2</p> <p>退職等年金経理</p> <p>資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）</p> <p>利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）</p> <p>〔表 同左〕</p>

借			貸			借			貸		
大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目
経常費用 [略]	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> [略] 退職給付 [略] 脱退一時金 連合会交付金 返還金 [略] </div>	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]
									[同左]	[同左]	[同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

附則

(令和五年度の地方公共団体の負担金)

第二条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第六十七条第二項に規定する総務省令で定める金額のうち、地方公共団体が令和五年度において負担すべき金額は、令和五年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額に同日における当該地方公共団体の議会の議員の数を乗じて得た金額に相当する金額に次の各号に掲げる地方公共団体の議会の議員の区分に従い、当該各号に掲げる率を乗じて得た金額に十二を乗じて得た金額に相当する金額とする。

- 一 都道府県の議会の議員 百分の十八・三
- 二 市（特別区を含む。）の議会の議員 百分の三十一・五
- 三 町村の議会の議員 百分の三十一・五

2 前項の場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に掲げる日における地方公共団体の議会の議員の数を令和五年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の数とみなす。

- 一 地方公共団体の議会の議員が、令和五年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の議員の任期満了により退職し、同年四月一日において在職していないとき 当該任期満了の日
- 二 地方公共団体の議会の議員が、令和五年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の解散により、又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより退職し、同年四月一日において在職していないとき 当該退職の日
- 三 令和五年四月一日までに市町村の廃置分合が行われ、同月二日以後に新たに設置された市町村の議会の議員の一般選挙が行われたとき 当該市町村の議会の議員の一般選挙の日
- 四 令和五年四月一日までに市町村の廃置分合又は境界変更の処分が行われ、同月二日以後に当該廃置分合又は境界変更の処分に伴い行われる市町村の議会の議員の増員選挙が行われたとき 当該市町村の議会の議員の増員選挙の日

3 前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額については、次の表の上欄に掲げる金額をそれぞれ同表の下欄に掲げる月の二十日までに、存続共済会に払い込まなければならぬ。

前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の五に相当する金額	令和五年五月
--	--------

前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	令和五年八月
--	--------

改正前

附則

(令和四年度の地方公共団体の負担金)

第二条 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法による改正前の地方公務員等共済組合法第六十七条第二項に規定する総務省令で定める金額のうち、地方公共団体が令和四年度において負担すべき金額は、令和四年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の改正法附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下「存続共済会」という。）の定款で定める標準報酬月額に同日における当該地方公共団体の議会の議員の数を乗じて得た金額に相当する金額に次の各号に掲げる地方公共団体の議会の議員の区分に従い、当該各号に掲げる率を乗じて得た金額に十二を乗じて得た金額に相当する金額とする。

- 一 都道府県の議会の議員 百分の十八・五
- 二 市（特別区を含む。）の議会の議員 百分の三十二・二
- 三 町村の議会の議員 百分の三十二・二

2 前項の場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に掲げる日における地方公共団体の議会の議員の数を令和四年四月一日における当該地方公共団体の議会の議員の数とみなす。

- 一 地方公共団体の議会の議員が、令和四年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の議員の任期満了により退職し、同年四月一日において在職していないとき 当該任期満了の日
- 二 地方公共団体の議会の議員が、令和四年三月三十一日までに当該地方公共団体の議会の解散により、又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより退職し、同年四月一日において在職していないとき 当該退職の日
- 三 令和四年四月一日までに市町村の廃置分合が行われ、同月二日以後に新たに設置された市町村の議会の議員の一般選挙が行われたとき 当該市町村の議会の議員の一般選挙の日
- 四 令和四年四月一日までに市町村の廃置分合又は境界変更の処分が行われ、同月二日以後に当該廃置分合又は境界変更の処分に伴い行われる市町村の議会の議員の増員選挙が行われたとき 当該市町村の議会の議員の増員選挙の日

3 前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額については、次の表の上欄に掲げる金額をそれぞれ同表の下欄に掲げる月の二十日までに、存続共済会に払い込まなければならぬ。

〔同上〕	令和四年五月
------	--------

〔同上〕	令和四年八月
------	--------

備考 表中の「」の記載は注記である。	前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額の十分の二に相当する金額	令和五年十一月
	前二項の規定により地方公共団体が負担すべきこととなる金額から、当該金額のうち当該年度において既に払込みをした金額を控除した金額	令和六年二月
	〔同上〕	令和五年十一月
	〔同上〕	令和四年十一月

附 則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条中別表第1号表の改正規定は、公布の日から施行する。